

非正規労働者の今

～労働者の義務と権利を知ろう～

働く中で「あれっ？」と疑問に感じたり、悩んでいることはありませんか？
特に、同じ職場で働く正社員との処遇の格差に不満と不安を感じていませんか？
正社員、非正規社員だからといって、労働基準法にはその格差はありません。
今一度、労働者として果たすべく義務と与えられた権利を共に考え、語り合ってみませんか？

パート 派遣 契約社員 アルバイト 臨時雇用者 嘱託職員

鳥取会場

11/9 (日)
10:00～11:30

鳥取県労働会館
2階 会議室
(鳥取市天神町 30-5)

【対象者】 非正規労働者
(パート、派遣、契約社員、アルバイト など)

【定員】 各会場 30名

【受講料】 無料

【講師】
みなくる 相談員
鳥取県中小企業労働相談所

米子会場

11/16 (日)
10:00～11:30

米子コンベンション
3階 第一会議室
(米子市末広町 294)

【お申込み・問合せ先】

みなくる に 電話・FAX・Eメール で受付けています

みなくる鳥取 TEL 0857-24-5732

FAX 0857-25-3001

みなくる米子 TEL 0859-31-8785

FAX 0859-21-0034

Eメールアドレス minakuru@roufuku.jp

フリーダイヤル しごと なやみ
0120-451-783

〔 下記の申込用紙を
ご使用ください 〕



“鳥取県中小企業労働相談所みなくる”は、平成20年度から鳥取県委託事業として
(財)鳥取県労働者福祉協議会が管理運営を行っております。
財団法人鳥取県労働者福祉協議会 TEL 0857-27-4188

『非正規労働者セミナー』参加申込書

お名前

鳥取 米子
(参加希望会場を○で囲む)

連絡先

(電話・FAX・メールアドレスなどを記入)

今現在のあなたの雇用形態 パート アルバイト 派遣 契約社員 その他 () 該当するものを○で囲んでください。

※お申し込みの際、提供いただきました個人情報につきましては、本セミナーの目的以外には使用いたしません。

非正規労働者

労災

仕事中に事故にあったが、非正規社員には保障はないの？

休業手当

会社都合の休業は非正規社員には保障はないの？

パート アルバイト 派遣
契約・臨時社員 の皆様

職場や働く中で

疑問に思っていること
困っていること

悩んでいること ありませんか？

鳥取県中小企業労働相談所

思い切って **みなくる** に聞いてみよう

退職

「明日から仕事がないから退職して」と言われた

割増賃金

時間外の労働には手当がつかないの？

休暇

「アルバイト社員には年次有給休暇はないよ」と言われた

社会保険

非正規社員は社会保険や雇用保険・労災は加入できないの？

解雇

派遣契約期間の途中に、突然解雇を言われたのですが・・・

相談無料

秘密厳守

みなくる鳥取

【電話】0857-24-5732
0120-451-783

【開所】月～金 9:30～18:00



〒680-0847 鳥取市天神町 30-5
鳥取県労働会館 2階

みなくる倉吉

【電話】0858-23-6131

【開所】月～金 10:00～17:00



〒682-0804 倉吉市東昭和町 286-2
中国労金倉吉支店 2階

みなくる米子

【電話】0859-31-8785

【開所】月～金 9:30～18:00



〒683-0067 米子市東町 189-2
西部労働者福祉会館 2階